

7. 国民健康保険制度の充実強化について

中国部会提出
説明担当 鳥取市

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の中心的な役割を果たしているが、年々増加する医療費と、長期低迷する経済情勢の影響や雇用状況の悪化などからその運営は厳しさを増している。また、被用者などから外れた者、低所得者や高齢者が増加して全国的に国民健康保険制度の運営は厳しい状況にある。

この事を受け国民健康保険制度の構造的な問題を解消すべく、国の社会保障と税の一体改革において方向性が示され、平成25年12月には社会保障制度改革の全体像と工程を示すプログラム法が成立し、国民健康保険保険者の都道府県化、財源の確保対策などが示されたところである。今後は、基盤強化のために確実に財源投入を行い、円滑な地方協議を経て、国が目指している平成29年度を目途とした国民健康保険保険者の都道府県化を実現し、国民健康保険制度の充実強化を図る必要がある。

については、次の事項について強く要望する。

記

- 1 後期高齢者支援金への総報酬割の拡大をはじめとする、新たな制度見直しによって生じる財源は国民健康保険制度へ活用すること。
- 2 消費税率8%引き上げ時に投入予定とされていた2,200億円の内、低所得者対策としての500億円のみが平成26年度予算に計上されているが、保険者支援制度拡充としての1,700億円についても早急に確保投入すること。
- 3 国民健康保険制度の構造的問題の解決や、市町村との適切な役割分担など、速やか、かつ、円滑に地方協議を進め、国民健康保険保険者の都道府県化を図ること。